

## 浜松市ヤギ等環境保全型除草事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 市長は、農地等の維持管理に際し、環境負荷の少ない除草手法の普及を図るため、ヤギ又は羊(以下「ヤギ等」という。)を活用して除草事業を行う者に対し、事業に要する経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。その交付に関しては、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。)及びこの交付要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、以下のとおり用語を定義するものとする。

#### 環境保全型除草事業

家畜の飼養管理に関する知識及び施設・設備を有する者がヤギ等を購入又は貸借し、当該ヤギ等を放牧又は繋牧することにより除草することをいう。

### (補助の対象及び補助率等)

第3条 この要綱による補助の対象は、市内に住所を置く団体又は個人が、家畜伝染病予防法に基づく飼養届を所管行政機関に提出済みのヤギ等により、浜松市内において行う環境保全型除草事業とする。

2 前項に定める事業の補助対象事業費、補助率、条件は別表に定めるものとし、補助対象事業費には、消費税及び地方消費税を含まない。

3 補助対象者については、市税を完納しているものであること。

### (交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ次に掲げる各号の書類を市長に提出しなければならない。

(1) 補助金交付申請書(第1号様式)

(2) 事業計画書(第2号様式)

(3) 市税納付・納入確認同意書(第3号様式)

(4) 暴力団排除に関する誓約書(第4号様式)

(5) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し

(給与所得者を雇用する事業者の場合に限る)

(6) 前5号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

### (交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合はこれを審査し、適当であると認めたものについて補助金の額を決定し、申請者に補助金交付決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

### (変更の承認申請)

第6条 補助事業者が、事業の変更をしようとする場合で次のいずれかに該当する場合は、補助金変更承認申請書(第6号様式)に変更事業計画書(第2号様式)を添えて提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1) 事業計画書の事業区分又は実施場所を変更しようとする場合

(2) 事業費が増大する変更をしようとする場合

(3) 事業費の20パーセントを超えて減額する変更をしようとする場合

(4) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(変更の承認)

第7条 市長は、前条による申請が適当であると認めた場合には、補助事業者に補助金変更承認通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は当該事業が完了した後、次に掲げる書類を速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 補助金実績報告書(第8号様式)

(2) 事業実績書(第2号様式)

(交付の確定)

第9条 市長は、前条の報告を受けた場合はその内容を審査し、適当であると認めたときは交付すべき補助金の額を決定し、補助金交付確定通知書(第9号様式)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、前条による確定通知書を受領した後、補助金交付請求書(第10号様式)により、速やかに市長に請求するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度から平成32年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の補助金に適用する。

別表

補助対象事業費（事業区分）	補助率（額）	条件
<p>事業の実施に必要な次に掲げる経費。</p> <p>ア ヤギ等購入費</p> <p>イ ヤギ等賃借料</p> <p>ウ 飼育小屋設置費： 飼育小屋（資材）購入費、既存設備を飼育小屋とするための修繕・改修費用</p> <p>エ 柵資材費： 電気柵 注、ワイヤーメッシュ柵、ネット柵等購入費又は賃借料</p>	<p>補助対象事業費の2分の1以内。ただし、申請者ごとの補助金の限度額は200千円とし、区分ごとの補助金の限度額は以下のとおりとする。</p> <p>ア 1頭あたり50千円</p> <p>イ 1頭・1カ月あたり6千円</p> <p>ウ 15千円</p> <p>エ 100千円</p> <p>また、事業区分ごとの補助金額を合算した際に1千円未満の端数があるとき、これを切り捨てる。</p>	<p>申請：年1回</p> <p>ただし、当補助金の交付を受けたことがある場合、同一の実施地、同一の事業区分における申請は、交付の年度から3年以上経過していること。</p>

注) 柵資材として電気柵を設置する場合は、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年。通商産業省令）第52号に基づき、感電又は、火災及び電波障害発生のおそれがないよう、以下の措置を講じなければならない。

ア 設置場所に、人が見やすいように適当な間隔で危険である旨を表示する。

イ 電圧30V以上の電源から電気の供給を受ける電源装置を使用する場合、電源装置は電気用品安全法の適用を受けるものであること。併せて漏電遮断機（定格感度電流が15mA以下、動作時間が0.1秒以下の電流動作型のものに限る。）を設置すること。

ウ 近隣の無線設備に継続的かつ重大な障害を生じさせないように設置すること。

第1号様式(第4条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住 所  
名 称  
(代表者) 氏名

印

補助金交付申請書

年度において浜松市ヤギ等環境保全型除草事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額(千円未満の端数は切り捨てとすること)

¥	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---

第2号様式（第4条関係）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1 事業の実施地及び面積

実施地	面積
	m <sup>2</sup>

2 事業費及び配分

事業区分	補助対象事業費	経費内訳		
		市補助金	自己資金	その他
ア ヤギ等購入費	円	円	円	円
イ ヤギ等賃借料				
ウ 飼育小屋設置費				
エ 柵資材費				
計				

注1) 消費税及び地方消費税を除く。

注2) セリでヤギ等の購入を予定している場合は、事業区分の「ア」を丸印で囲み、補助対象事業費を1頭あたり100,000円として記入すること。

注3) 変更事業計画書の場合は、変更前事業費を上段括弧書きし、変更後事業費を下段に二重書きで記入すること。

3 添付書類

(1) 事業（変更事業）計画書の場合

- ・地図等事業実施予定地の分かるもの
- ・見積書

(2) 事業実績書の場合

- ・事業実施後の写真
- ・領収書等支払内容及び支払金額のわかるもの

第3号様式(第3、4条関係)

市税納付・納入確認同意書

年 月 日

(あて先) 浜松市長  
(取扱い) 農業振興課

補助金交付申請者

住 所(または所在地)

氏 名(または法人名)

印

(法人の場合は法人代表者印)

明・大・昭・平 年 月 日 生

下記の補助金交付申請に伴い、年度浜松市ヤギ等環境保全型除草事業費補助金交付要綱第3条第3項の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付・納入状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 浜松市ヤギ等環境保全型除草事業費補助金

第4号様式(第4条関係)

## 暴力団排除に関する誓約書

浜松市ヤギ等環境保全型除草事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

### 記

- 1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
  - (1) 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
  - (2) 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
  - (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
  - (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

年 月 日

浜松市長あて

(誓約者)  
住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

印

様

浜松市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浜松市ヤギ等環境保全型除草事業費補助金について、下記のとおり交付決定します。

記

補助金の交付決定額

	拾	万	千	百	拾	円
¥						

交付の条件

- 1 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- 2 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- 3 補助事業者は、関係書類等を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しておかななければならない。
- 4 規則第 17 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第 18 条の 2 の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- 5 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第 18 条の 3 の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- 6 事業実施者は事業の完了後においても、施設について注意をもって管理しなければならない。
- 7 ヤギ等の飼養は、家畜伝染病予防法等関係法令を遵守するとともに、健康管理には十分留意すること。また、周囲を通行中の人や物に障害及び損失を生じさせないようにすること。



第6号様式(第6条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住 所  
名 称  
(代表者) 氏名 印

補助金変更承認申請書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金交付決定を受けた浜松市ヤギ等環境保全型除草事業費補助金の事業計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 計画の変更の理由

2 変更の内容(変更の内容は変更前と変更後について記入すること)

添付書類

変更事業計画書

第7号様式(第7条関係)

浜松市指令 第 号  
年 月 日

様

浜松市長 氏 名

補助金変更承認通知書

年 月 日付け変更申請のあった浜松市ヤギ等環境保全型除草事業費補助金については、下記のとおり承認します。

記

- |                |   |
|----------------|---|
| 1 補助金交付決定額     | 円 |
| 2 今回変更額(減額・増額) | 円 |
| 3 変更決定額        | 円 |

第8号様式(第8条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住 所  
名 称  
(代表者) 氏名

印

### 補助金実績報告書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金交付決定を受けた浜松市ヤギ等環境保全型除草事業費補助金に係る事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

添付書類

1 事業実績書

第9号様式(第9条関係)

第 号  
年 月 日

様

浜松市長

補助金交付確定通知書

年 月 日付け報告のあった浜松市ヤギ等環境保全型除草事業費補助金実績報告書を審査した結果、下記金額の交付を確定します。

記

補助金の交付確定額

¥	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---

第 10 号様式 ( 第 10 条関係 )

年 月 日

( あて先 ) 浜松市長

住 所  
名 称  
( 代表者 ) 氏名

印

補 助 金 交 付 請 求 書

年度浜松市ヤギ等環境保全型除草事業費補助金を、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額 金 円

金融機関名

口座名義

口座種別

口座番号